

## 東総地区広域市町村圏事務組合公告第 5 号

東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成 27 年度における事務組合職員の人事行政の状況を次のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 1 日

東総地区広域市町村圏事務組合

管 理 者 明 智 忠 直

### 東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況

#### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

##### (1) 採用・退職者数

当事務組合の職員は、構成市及び県からの派遣で構成されているため、採用及び退職の該当はありません。

##### (2) 職員数

| 区 分   | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 増 減 |
|-------|---------|---------|-----|
| 一般行政職 | 10 人    | 10 人    | 0 人 |

#### 2 職員の人事評価の状況

職員構成の性質上、独自では実施しておらず、所属団体に準拠しています。

#### 3 職員の給与の状況

基本給与の平均月額（平成 27 年 4 月現在）

| 給 料       | 手 当      | 合 計       |
|-----------|----------|-----------|
| 357,880 円 | 55,258 円 | 413,138 円 |

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間及び休日の状況

|               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 週間の勤務時間     | 3 8 時間 4 5 分                      |
| 1 日 の 勤 務 時 間 | 7 時間 4 5 分（8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分） |
| 休 日           | 土曜・日曜日、祝日、年末年始                    |

##### (2) 休暇等

|    |         |                                              |
|----|---------|----------------------------------------------|
| 有給 | 年 次 休 暇 | 1 年につき 2 0 日間付与                              |
|    | 療 養 休 暇 | 負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合    |
|    | 特 別 休 暇 | 特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合                   |
| 無給 | 看 護 休 暇 | 配偶者及び二親等以内の親族等の看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 |
|    | 育 児 休 業 | 子が 3 歳に達する日まで                                |

#### 5 職員の分限及び懲戒処分状況の状況

##### (1) 職員の分限処分の状況について

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 降任  | 降給  | 免職  | 休職  |
| 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

##### (2) 職員の懲戒処分の状況について

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 戒告  | 減給  | 停職  | 免職  |
| 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

#### 6 職員のサービスの状況

地方公務員法により、信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務専念義務・政治的行為の制限・争議行為の禁止・営利企業等の従事制限等の義務規定・禁止規定が定められています。

#### 7 職員の退職管理の状況

職員構成の性質上、独自では実施しておらず、所属団体に準拠しています。

#### 8 職員の研修の状況

職員の能力の向上を目的として、千葉県自治研修センター、当組合等において専門研修、基本研修等を実施しています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

| 区 分                | 内 容                                   |
|--------------------|---------------------------------------|
| 厚 生 制 度            | 定期健康診断及び千葉縣市町村職員互助会が実施する給付・福利厚生事業など   |
| 共 済 制 度            | 健康保険や年金業務を行う千葉縣市町村職員共済組合に加入           |
| 公 務 災 害<br>補 償 制 度 | 公務上・通勤途上の負傷・疾病に対する療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償 |

10 公平委員会の業務の状況

| 区 分   | 勤務条件に関する措置要求 | 不利益処分に関する不服申立て |
|-------|--------------|----------------|
| 該当の有無 | 無            | 無              |

※ 「勤務条件に関する措置要求」とは、公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関して、組合が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。

※ 「不利益処分に関する不服申立て」とは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けた場合で不服があるときに、公平委員会に対し不服申立て（審査請求・異議申立て）ができる制度です。